

① 件名	石巻市鮎川漁港漁船上架施設の指定管理者の指定について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	<p>【背景】 災害復旧で整備した当該施設は、平成26年4月から公の施設として条例を制定し、利用料金を規定した上で指定管理による施設管理を行ってきたが、平成28年度末をもって現指定管理者の期間が満了となる。</p> <p>【目的】 当該施設は、平成26年度から牡鹿漁業協同組合が指定管理者として管理運営しており、引き続き非公募で候補者として決定した牡鹿漁業協同組合を、次期指定管理者として指定しようとするもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	<p>【根拠法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 地方自治法第244条の2 (2) 石巻市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例 (3) 石巻市指定管理者制度導入基本方針 (4) 石巻市鮎川漁港漁船上架施設条例 <p>【総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無】 又は 【個別計画との整合性】 石巻市震災復興基本計画 施策大綱3 自然への畏敬の念を持ち、自然とともに生きる海とともに生きる</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	<p>平成28年9月 1日 指定管理者指定申請書受理 平成28年9月14日 指定管理者選定結果通知書発送</p>
⑤ 主な内容	<ul style="list-style-type: none"> (1) 施設名：石巻市鮎川漁港漁船上架施設（所在地：石巻市鮎川浜出島5番地） (2) 指定期間：平成29年4月1日から平成34年3月31日（5年間） (3) 選定候補者：牡鹿漁業協同組合 代表理事組合長 児玉信夫 (4) 選定方法：非公募 (5) 選定理由：（ア）鮎川漁港を母港とする漁業者が中心となって組織する公共的団体である。 （イ）鮎川漁港の利用に係る調整機能を有し、地域の漁業者の実情を把握している団体である。 （ウ）他の漁業協同組合との連絡調整が可能な団体である。 （エ）「石巻市牡鹿製氷冷蔵庫」の指定管理者であり、指定管理者制度を熟知している団体である。 （オ）共同利用の上架施設という特殊な施設であることを認識しており、施設の必要性を理解している団体である。 （カ）安定した組織であり、指定管理者として長期的な対応が可能な団体である。 （キ）平成26年度から指定管理者として良好な管理運営を行っている。 (6) 指定管理料：なし

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

漁船を所有する漁業従事者と良好な関係を有する牡鹿漁業協同組合が当該施設を管理することにより、施設の円滑な運営と漁業環境及び漁業経営の改善・向上に寄与することができる。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

平成28年12月 市議会第4回定例会に指定管理者の指定議案を提案
平成29年 3月 基本協定締結

⑨ その他

年度	平成27年度	平成26年度
利用件数	202件	171件
収入	9,151,298円	7,692,718円
支出	8,948,040円	7,375,732円
収支	203,258円	316,986円

※収支の一部を積み立てて修繕費にあてることとしている